

水銀に関する水俣条約の概要

平成26年5月

採択までの経緯

- 2001年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- 2009年2月 第25回UNEP管理理事会(GC25)において、2010年に交渉を開始し、2013年までの条約採択を目指す旨合意。
- 2010年6月 第1回政府間交渉委員会(INC1)が開催され、その後2013年までに5回のINCを開催。
- 2013年1月第5回政府間交渉委員会(INC5)において、「水銀に関する水俣条約」条約条文案に合意。名称を「水銀に関する水俣条約」とすることが決定。
- **2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。**
 - 60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域から1,000人以上が出席。
 - 水銀に関する水俣条約を全会一致で採択し、署名を開始。外交会議期間中に92か国・地域が条約に署名。
(その後、米国が条約に署名・締結。2014年5月末現在、署名98か国、締結1か国)

条文の概要

- 前文に、水俣病の教訓について記載。
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制。
- 水銀添加製品(蛍光管、体温計、血圧計等)の製造・輸出入、水銀を使用する工業プロセス(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)。
- 大気・水・土壌への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)を基に排出削減対策等を推進。
大気への排出については、石炭火力発電所、非鉄金属鉱業等を対象として削減。
- 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合を取りつつ適正処分を推進。
- 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズムの創設。

条文発効に向けた取組

- 条約は、50か国が締結してから90日後に発効。
- 条約発効後1年以内に締約国会議第1回会合(COP1)が開催。
- UNEP事務局は、今後2~3年以内の条約発効を目指す旨、外交会議において発言。